

<b>【沿革】</b>		
昭和45年		作成
昭和51年	4月	第1次修正
昭和55年	2月	第2次修正
昭和56年	3月	第3次修正
昭和57年	12月	第4次修正
昭和59年	5月	第5次修正
平成2年	3月	第6次修正
平成13年	2月	第7次修正
平成20年	3月	第8次修正
平成27年	2月	第9次修正
(総則編を統合)		

## 第2編 一般災害対策編

### 第1章 総則

第1節	計画の策定方針	484
第2節	防災責任者等の処理すべき事務及び業務の大綱	485
第3節	大館市の概況と災害	486
第4節	一般災害及び災害想定	488

### 第2章 災害予防計画

#### ◆大館市の地域防災力を高めるために

第1節	防災体制の整備	491
第2節	自主防災力を活かした防災への取り組み	492
第3節	企業防災の促進	493
第4節	防災知識の普及啓発	494
第5節	防災訓練	497
第6節	ボランティア活動の推進	498
第7節	広域応援体制の整備	499

#### ◆情報の流れを円滑にするために

第8節	情報連絡体制の整備	500
第9節	通信施設の整備	502

#### ◆災害に強いまちをつくるために

第10節	防災都市づくりの推進	503
------	------------	-----

第 11 節	火災の防止	505
第 12 節	水害対策	507
第 13 節	土砂災害の防止	510
第 14 節	風害の予防	515
第 15 節	雪害の予防	519
第 16 節	建築物等の不燃化	527
第 17 節	道路・橋梁等の災害対策	529
第 18 節	農業災害対策	531
第 19 節	上下水道施設の強化対策	534
第 20 節	電力施設の強化対策	535
第 21 節	L P ガス施設の強化対策	537
第 22 節	電話施設の強化対策	538
第 23 節	鉄道施設の強化対策	539
<b>◆災害による被害の発生を減らすために</b>		
第 24 節	安全避難の環境整備	541
第 25 節	孤立集落対策	543
第 26 節	避難行動要支援者等の安全確保	545
第 27 節	救急・救助体制の整備	546
第 28 節	応急医療体制の整備	547
第 29 節	緊急輸送の環境整備	548
第 30 節	給水体制の整備	549
第 31 節	食糧・生活必需品の確保	550
第 32 節	廃棄物処理体制の整備	551
第 33 節	学校等教育施設の防災対策・防災教育	552
第 34 節	公共施設等の防災対策	553
第 35 節	文化財の災害予防	554
<b>◆計画的に防災事業を進めるために</b>		
第 36 節	指定防災拠点等の整備	555
第 37 節	広域防災拠点等の整備	556

### 第 3 章 災害応急対策計画

<b>◆活動体制を速やかに確立するために</b>		
第 1 節	災害対策本部の組織・運営	557
第 2 節	地方自治体及び民間団体等の相互協力体制	581
第 3 節	消防防災ヘリコプターの活用	583
第 4 節	自衛隊の災害派遣要請	584
<b>◆正確な災害情報をすばやく集めて伝えるために</b>		

第 5 節	気象予警報等の伝達	586
第 6 節	被害状況の情報収集・伝達	596
第 7 節	通信の確保	600
第 8 節	災害時の広報・広聴活動	601
<b>◆災害の拡大を抑えるために</b>		
第 9 節	消防・救急救助活動対策	603
第 10 節	水防活動	604
第 11 節	雪崩発生時応急対策	609
第 12 節	応急医療救護	612
第 13 節	交通・地域の防犯対策	614
第 14 節	緊急輸送対策	615
<b>◆被災者の生活を支えるために</b>		
第 15 節	家族を守る応急対策	617
第 16 節	避難対策	619
第 17 節	避難所の開設、運営	624
第 18 節	帰宅困難者支援	625
第 19 節	防疫・保健衛生対策	626
第 20 節	トイレ対策	627
第 21 節	入浴対策	628
第 22 節	動物の救護	629
第 23 節	避難所外避難者への支援	630
第 24 節	避難行動要支援者等の支援対策	631
第 25 節	こころのケア対策	632
第 26 節	ボランティアの受け入れ	633
第 27 節	飲料水の確保	635
第 28 節	食糧の確保	637
第 29 節	生活必需品の確保	639
第 30 節	優先給油計画	641
第 31 節	廃棄物の処理	642
第 32 節	行方不明者及び遺体の捜索・収容・埋火葬	644
第 33 節	学校等における応急対策	646
第 34 節	児童・生徒のこころのケア	647
第 35 節	応急保育の実施	648
第 36 節	災害救助法の適用	649
<b>◆地域の社会基盤を元に戻すために</b>		
第 37 節	宅地等の応急危険度判定	651
第 38 節	応急住宅対策	652
第 39 節	公共施設等の応急対策	653

第 40 節	道路・橋梁等の応急対策	654
第 41 節	治山・砂防施設等の応急対策	655
第 42 節	河川管理施設の応急対策	656
第 43 節	上水道施設の応急対策	658
第 44 節	下水道施設の応急対策	659
第 45 節	電力施設の応急対策	660
第 46 節	L P ガス施設の応急対策	661
第 47 節	電話施設の応急対策	662
第 48 節	鉄道施設の応急対策	663
第 49 節	農産物等の応急対策	664
第 50 節	文化財の保全対策	667

#### 第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	市民生活安定のための緊急措置	668
第 2 節	激甚災害の指定	670
第 3 節	り災証明書発行要領	671
第 4 節	復旧・復興計画の作成	672
第 5 節	財政負担に関する計画	673

#### 第 5 章 事故災害対策計画

第 1 節	林野火災対策計画	674
第 2 節	トンネル火災対策計画	677
第 3 節	危険物等事故対策計画	679
第 4 節	危険物等運搬車両事故対策計画	690
第 5 節	流失油等の防除対策計画	693
第 6 節	航空機事故対策計画	695
第 7 節	原子力施設災害対策計画	699